

日本脳炎（定期）予防接種のお知らせ

日本脳炎予防接種は、第1期3回、第2期1回の合計4回の接種が必要です。
 母子健康手帳でお子さんの接種履歴の確認をお願いします。

第1期 対象者 標準年齢 3歳～7歳6か月未満（誕生日の前日まで）
 ＊3歳未満で接種を希望される方はご相談ください。

接種間隔と回数

初回：6日以上、標準的には28日までの間隔をおいて2回接種
 追加：初回接種（2回）終了後6か月以上、標準的にはおおむね1年の間隔をおいて1回接種

第2期 対象者 9歳～13歳未満（誕生日前日まで） **接種回数** 1回

特例対象者について 平成17年から平成21年度にかけて積極的勧奨が差し控えられました。次に該当される方で接種を受ける機会を逃している場合は、対象年齢内で未接種分を定期予防接種（無料）として受けることができます。

今年度対象

＊平成11年4月2日～平成19年4月1日生まれの方

20歳未満（誕生日前日）までの間に、第1期の未接種分と第2期の接種ができます。なお、既に20歳になられた方は対象となりません。ご注意ください。

＊平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれの方

9歳～13歳未満（誕生日前日）までの間に、第1期の未接種分と第2期の接種ができます。

児童扶養手当「現況届」・特別児童扶養手当「所得状況届」提出をお願いします

現況届（所得状況届）は、毎年8月分以降の手当を受給できるか確認するための大切なものです。期間内にご提出ください。

※提出がない場合、8月分以降の手当は支給されません。また、提出が遅れると、年内の支払いに間に合わない場合があります。

「ひとり親パパ・ママお仕事応援キャンペーン」

ハローワークと町が協力し、臨時職業相談会を行います。現況届ご提出の際、ぜひお立ち寄りください。

日時 8月15日（木）午前10時～午後4時 **場所** ココット1階 げんき広場

対象 児童扶養手当を受給されているひとり親家庭の父・母

未婚の児童扶養手当受給者の方に臨時・特別給付金が支給されます

児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親の方に対し給付金を支給します。

支給額 17,500円 **申請期間** 8月31日（土）まで **支給時期** 原則として令和2年1月

○**支給対象者** 次のすべての要件を満たす方が対象です。

- ①令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父または母
- ②基準日（令和元年10月31日）において、これまでに婚姻（法律婚）をしたことがない方
- ③基準日において、事実婚をしていない方または事実婚の相手方の生死が明らかでない方

※支給対象者が基準日の翌日以後に亡くなられた場合は、その方の児童扶養手当の対象となるお子さんに給付金を支給します。

こどもの健康情報 場所:ココット（小川町子育て総合センター）

| 事業名 | 実施日時 | |
|---------------------|---------------------|-----------------------------------|
| 1歳6か月児健診（H30年1・2月生） | 9月5日（木） | 午後1時25分～45分受付 ※受付の番号札は10分前から配布 |
| 3歳児健診（H28年3・4月生） | 8月20日（火） | |
| ママ・パパ教室（予約制） | 9月7日（土） 9月9日（月） | 午前9時30分～正午 |
| 乳幼児健康相談 | 8月8日（木） 9月12日（木） | 午前9時30分～11時受付 |

※乳幼児健診は8月16日～9月15日の間で実施する日程を掲載しています。対象の方には該当日の約1か月前に通知します。持ち物等をご確認ください。※対象の方、事業内容の詳細は、「2019年度保健事業計画」（ウグイス色）をご確認ください。

20、21ページに関する問合せは、特に明記がある場合以外は、ココット☎81-6181、FAX81-6186へお願いします。

母子健康手帳はココットで交付します
 妊娠が確認できるもの（診察券など）、本人確認できるもの（運転免許証など）をご持参ください。その際、**マイナンバー**の記入が必要です。妊婦さんにお話を伺います。時間に余裕をもってお越しください。本人が来られない場合は、お問合せください。

幼児教育・保育の無償化が10月からスタートします

10月1日から、主に3～5歳の子供たちを対象に幼児教育・保育の無償化が実施されます。無償化の対象範囲や金額は、教育・保育施設等の種類や、保育の必要性の有無、住民税の課税状況により異なります。手続きが必要な場合には、利用施設を通じて案内します。

無償化の対象範囲と上限額

| 利用施設の区分 | 上限額 | | |
|------------|---------------------------------|----------------------------|---------------|
| | 0～2歳児 保育の必要性があり、 住民税非課税世帯 | 3～5歳児 保育の必要性あり | 保育の必要性なし |
| 保育園 | 無償 | 無償 | 該当なし |
| 幼稚園 ※2 | 該当なし | 月25,700円まで | 月25,700円まで ※1 |
| 認定こども園 | 無償 | 無償 | 無償 |
| 幼稚園の預かり保育 | 該当なし | 幼稚園の利用実態に 応じ、月11,300円まで | 該当なし |
| 認可外保育施設 ※3 | 月42,000円まで | 月37,000円まで | 該当なし |

- ※1 開始年齢については、原則、小学校就学前の3年間が無償化となります。ただし、幼稚園については満3歳（3歳の誕生日）から無償化となります。
- ※2 新制度の対象となる幼稚園（子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園で、入園時に、保育認定を受ける必要がある幼稚園）については、無償化となります。
- ※3 無償化の対象となるのは、保育が必要と認定された児童に限ります。
- ※ 無償化に伴い、これまで保育料に含まれていた、保育施設利用の3～5歳児の給食費（副食費）については、別途、保護者負担が発生します。

※小学校就学前の児童発達支援施設等を利用している障害児についても無償化の対象です。幼稚園、保育園、認定こども園等とあわせて利用する場合は、ともに無償化の対象（上限額あり）となります。